

指導検査基準（指定訪問介護事業）

項目	条例・規則・要綱等	根拠法令
<p>第1 人員に関する基準</p> <p>1 訪問介護員等の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p> <p>なお、指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、当該指定訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、当該第一号訪問事業であるときは市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。</p> <p>(2) 介護福祉士その他政令で定める者により行われているか。</p> <p>(1) 各指定訪問介護事業所において、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が第一号訪問事業の指定事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所</p>	<p>法第74条第1項 居宅条例第5条第1項 居宅規則第3条第1項第1号</p> <p>法第8条2項</p> <p>居宅条例第5条第2項 居宅規則第3条第1項第2号</p>

において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定訪問介護、当該第一号訪問事業の利用者をいう。以下この条において同じ。) の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としているか。この場合、利用者の数が40を超えるときは、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算の方法によることができる。

この場合、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算の方法によることができる。

利用者の数については、前3月の平均を用いる。

また、当該事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算する。さらに、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。

なお、指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、当該指定訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、当該第一号訪問事業であるときは市町村の定める第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、居宅条例第5条第1項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(2) 常勤換算方法とする事業所

利用者の数が40名を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。利用者の数に応じて常勤換算方法による場合は、以下の具体的取扱に従ってサービス提供責任者を配置しているか。

イ 配置すべきサービス提供責任者の員数

利用者の数を40で除して得られた数(小数第1位に切り上げた数)以上

ロ イのうち、常勤のサービス提供責任者の員数

居宅規則第3条第2項

居宅施行要領第三の一の1の(2)の

居宅施行要領第三の一の1の(2)の

a 利用者の数が 40 人超 200 人以下の事業所

常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から 1 を減じて得られる数以上

b 利用者の数が 200 人超の事業所

常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数 (1 の位に切り上げた数) 以上。

なお、サービス提供責任者として配置することのできる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(週 32 時間を下回る時間数が定められている場合は週 32 時間を基本とする。)の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

- (3) 居宅規則第 3 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 名以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 以上とすることができる。ただし、次の点に留意する必要がある。
- イ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間が 1 月あたり 30 時間以内であること。
- ロ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば以下のような取組が行われていることをいう。
- ・ 訪問介護員の勤務調整(シフト管理)について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。
 - ・ 利用者情報(訪問介護計画やサービス提供記録等)について、タブレット端末やネットワークシステム等の IT 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有すること

居宅規則第3条第4項

居宅施行要領第三の一の1の(2)の

を可能としていること。

- ・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制(主担当や副担当を定めていること等)を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対し、チームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が保管することを可能としていること。

この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、(2)の規定に関わらず、居宅施行要領別表 2 に示すサービス提供責任者を配置するものとする。

- (4) サービス提供責任者は、常勤で専ら訪問介護事業の職務に従事する者であって、以下のいずれかに該当するか。

介護福祉士

介護職員基礎研修を修了した者

訪問介護員養成研修 1 級課程を修了した者

介護職員初任者研修課程を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事した者

看護職員(看護師、准看護師、保健師)

ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。

ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

居宅規則第3条第3項

居宅施行要領第三の一の1の(2)のイ
厚労告第118号

居宅施行要領第三の一の1の(2)のイ

居宅条例第6条第1項・第2項

居宅施行要領第三の一の1の(3)

3 管理者

<p>第2 設備に関する基準</p> <p>1 設備及び備品等</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>なお、指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は居宅条例第5条第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業又は当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、当該指定訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防訪問介護であるときは指定介護予防サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を、当該第一号訪問事業であるときは市町村の定める第一号訪問事業の設備に関する基準を備えることをもって、居宅条例第7条第1項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。</p>	<p>法第74条第21項</p> <p>居宅条例第7条第1項</p> <p>居宅施行要領第三の一の2(1)・(2)・(3)</p>
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認め</p>	<p>居宅条例第12条第1項</p> <p>居宅施行要領第三の一の3の(5)</p>

	<p>られる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を文書により得ているか。</p>	
<p>2 身分を証する書類 の携行</p>	<p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載しているか。</p>	<p>居宅条例第22条 居宅施行要領第三の一の3の(12)</p>
<p>3 サービスの提供の 記録</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。</p>	<p>居宅条例第23条 居宅施行要領第三の一の3(13)</p>
<p>4 利用料等の受領</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその</p>	<p>居宅条例第24条第1項 居宅施行要領第三の一の3(14)の 居宅条例第24条第2項</p>

	<p>利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合のそれに要した交通費の額以外の支払を、利用者から受けていないか。</p> <p>(4) 指定訪問介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定訪問介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>(1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図</p>	<p>居宅施行要領第三の一の3の(14)の</p> <p>居宅条例第24条第3項 居宅施行要領第三の一の3の(14)の</p> <p>居宅条例第24条第4項 居宅施行要領第三の一の3の(14)の</p> <p>法第41条第8項</p> <p>法施行規則第65条</p> <p>居宅条例第26条 居宅条例第26条</p>
--	---	---

<p>6 指定訪問介護の具 体的取扱方針</p>	<p>っているか。</p> <p>(1) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供方法等について説明を行っているか。</p> <p>(2) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>(3) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p>	<p>居宅条例第27条第1号</p> <p>居宅条例第27条第2号</p> <p>居宅施行要領第三の一の3の(16)の</p> <p>居宅条例法第27条第3号</p>
<p>7 訪問介護計画の作 成</p>	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。また、訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(4) サービス提供責任者は、訪問介護計画の変更を行う際も(1)から(4)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>居宅条例第28条第1項</p> <p>居宅施行要領第三の一の3(17)</p> <p>居宅条例第28条第2項</p> <p>居宅施行要領第三の一の3の(17)の</p> <p>居宅条例第28条第3項</p> <p>居宅施行要領第三の一の3の(17)の</p> <p>居宅条例第28条第4項</p> <p>居宅施行要領第三の一の3の(17)の</p>

<p>8 サービス提供責任者の責務</p>	<p>(5) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p> <p>(1) サービス提供責任者は、居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔くう機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行っているか。</p> <p>(2) 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達しているか。</p> <p>(3) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行っているか。</p>	<p>居宅条例第28条第5項 居宅施行要領第三の一の3の(17)の</p> <p>居宅条例第8条第1項 居宅施行要領第三の一の3の(1)</p> <p>居宅条例第8条第2項</p> <p>居宅条例第8条第3項</p>
<p>9 運営規程</p>	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p> <p>緊急時等における対応方法</p> <p>その他運営に関する重要事項</p>	<p>居宅条例第9条 居宅施行要領第三の一の3(2)</p>
<p>10 勤務体制の確保等</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めているか。</p>	<p>居宅条例第11条第1項 居宅施行要領第三の一の3の(4)</p>

	<p>(2) 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。</p> <p>(4) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しているか。</p>	<p>居宅条例第11条第2項</p> <p>居宅条例第11条第3項 法第74条第2項</p> <p>居宅施行要領第三の一の3の(4)</p>
1 1 衛生管理等	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>居宅条例第32条第1項 居宅施行要領第三の一の3(21)</p> <p>居宅条例第32条第2項</p>
1 2 掲示	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面</p>	<p>居宅条例第33条第1項</p> <p>居宅条例第33条第2項</p>

1 3 秘密保持等	<p>を設置することにより、掲示に代えているか。</p> <p>(1) 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>居宅条例第34条第1項 居宅施行要領第三の一の3の(23)の</p> <p>居宅条例第34条第2項 居宅施行要領第三の一の3の(23)の</p> <p>居宅条例第34条第3項 居宅施行要領第三の一の3の(23)の</p>
1 4 苦情処理	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	<p>居宅条例第37条第1項 居宅施行要領第三の一の3の(25)の</p> <p>居宅条例第37条第2項 居宅施行要領第三の一の3の(25)の</p> <p>居宅条例第37条第3項 居宅施行要領第三の一の3の(25)の</p>

	<p>(4) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>居宅条例第37条第4項 居宅施行要領第三の一の3の(25)の</p> <p>居宅条例第37条第4項 居宅施行要領第三の一の3の(25)の</p>
<p>1 5 事故発生時の対応</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護支援事業者は、(2)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>居宅条例第39条第1項 居宅施行要領第三の一の3の(27)</p> <p>居宅条例第39条第2項 居宅施行要領第三の一の3の(27)</p> <p>居宅条例第39条第3項 居宅施行要領第三の一の3の(27)</p>

<p>1 6 記録の整備</p>	<p>(4) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。</p> <p>訪問介護計画</p> <p>居宅条例第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>居宅条例第30条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>居宅条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>居宅条例第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>居宅施行要領第三の一の3の(27)の</p> <p>居宅条例第41条第1項</p> <p>居宅条例第41条第2項</p>
<p>1 7 変更の届出等</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>法第75条第2項</p>
<p>第4 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」(以下、「厚告第19号の別表」という。)により算定されているか。</p> <p>ただし、指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、市に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p>	<p>法第41条第4項第1号</p> <p>厚告第19号の一</p>

	<p>(2) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 22 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、厚告第 19 号の別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>厚告第19号の二</p> <p>厚告第19号の三</p>
<p>2 訪問介護の所要時間</p>	<p>利用者に対して、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイからハまでの注1 老企第36号第二の2の(4)</p>
<p>3 身体介護中心型の算定</p>	<p>身体介護が中心である場合については、身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイからハまでの注2 老企第36号第二の2の(2)</p>
<p>4 生活援助中心型の算定</p>	<p>生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイからハまでの注3 老企第36号第二の2の(6)</p>
<p>5 通院等のための乗車又は降車介助中心の算定</p>	<p>通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、1 回につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイからハまでの注4</p>

<p>6 身体介護及び生活 援助が混在する場合の取 扱い</p>	<p>身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき（身体介護で所要時間 20 分未満の所定単位数を算定する場合を除く。）は、身体介護が中心である場合の所定単位数にかかわらず、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が 20 分から計算して 25 分を増すごとに 66 単位（198 単位を限度とする。）を加算した単位数を算定しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイから八までの注5 老企第36号第二の2の（3）</p>
<p>7 介護職員初任者研 修課程修了者であるサー ビス提供責任者配置の取 扱い</p>	<p>(1) 介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置している指定訪問介護事業者（平成 30 年 3 月 31 日までの間は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定訪問介護事業所を除く。）は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置する事業者は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めているか。</p> <p>*平成 30 年 4 月 1 日以降、介護職員初任者研修修了者（介護職員基礎研修課程修了者、1 級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。以下同じ。）はサービス提供責任者の任用要件を満たさなくなるところ、平成 30 年 3 月 31 日時点で指定訪問介護事業所においてサービス提供責任者として従事している者に限り、1 年間は引き続き従事することができることとする経過措置を設けているが、介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置する事業所に係る訪問介護費は減算することとされているところであり、当該者を配置する指定訪問介護事業所は、経過措置期間中にこれらの者に十分な機会を与え、介護福祉士の資格取得等をさせなければならないこと。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイから八までの注6 厚労告第94号の二</p> <p>老企第36号第二の2(10)</p>
<p>8 事業所と同一の建 物に居住する利用者に対 する取扱い</p>	<p>当該指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定訪問介護事業所における一月当たりの利</p>	<p>厚告第19号別表の1のイから八までの注7</p>

	<p>用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定しているか。</p>	
<p>9 2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定</p>	<p>「身体介護が中心である場合」及び「生活援助が中心である場合」については、別に厚生労働大臣が定める要件（平成27年厚生労働省告示第94号の三）を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイから八までの注8 厚労告第94号の三</p>
<p>10 早朝・夜間・深夜加算</p>	<p>夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイから八までの注9 老企第36号第二の2の(12)</p>
<p>11 特定事業所加算</p>	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号の三）に適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 次に掲げる基準のうち(1)（ を除く。 ）(2)（ を除く。 ）(3)（ を除く。 ）のいずれにも適合している場合</p> <p>特定事業所加算（ ） 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数。</p> <p>ロ 次に掲げる基準のうち(1)（ を除く。 ）及び(2)の 又は に適合している場合</p> <p>特定事業所加算（ ） 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数。</p> <p>ハ 次に掲げる基準のうち(1)（ を除く。 ）及び(3)（ を除く。 ）に適合している場合</p> <p>特定事業所加算（ ） 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数。</p> <p>ニ 次に掲げる基準のうち(1)（ を除く。 ）、(2)の 及び(3)の に適合している場合</p> <p>特定事業所加算（ ） 所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイから八までの注10 老企第36号第二の2の(13) 厚労告95号の三</p> <p>老企第36号第二の2の(13)</p>

(1) 体制要件

イ 計画的な研修実施

厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第3号イ（1）の「訪問介護員等ごとに研修計画を作成」又は同号ニ（2）の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

ロ 会議の定期的開催

同号イ（2）（一）の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。

ハ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

同号イ（2）（二）の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境

- ・ 前回のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な事項

なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

また、サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員等の間での引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

同号イ(2)(二)の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

また、同号イ(2)(二)の訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書(電磁的記録を含む。)にて記録を保存しなければならない。

二 定期健康診断の実施

同号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

ホ 緊急時における対応方法の明示

同号イ(4)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

(2) 人材要件

イ 訪問介護員等要件

第3号イ(5)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。ただし、生活援助従事者研修修了者については、0.5を乗じて算出するものとする。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

また、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程修了者に含めて差し支えない。

ロ サービス提供責任者要件

同号イ(6)の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

なお、同号イ(6)ただし書については、指定居宅サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所については、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責

任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものである。

また、同号二(3)については、指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければならないこととしているものである。

看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程修了者に含めて差し支えない。

(3) 重度要介護者等対応要件

第3号イ(7)の要介護4及び要介護5である者又は同号二(4)の要介護3、要介護4又は要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和61年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる行為を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員又は訪問回数をを用いて算定するものとする。なお、「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者」とは、日常生活自立度のランク、又はMに該当する利用者を、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者」とは、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)の行為を必要とする利用者を指すものとする。また、本要件に係る割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環としてたんの

	<p>吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。</p> <p>(4) 割合の計算方法</p> <p>(2)イの職員の割合及び(3)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。</p> <p>イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。</p> <p>ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。</p>	
<p>1 2 緊急時訪問介護加算</p>	<p>利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護（身体介護が中心のものに限る。）を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイから八までの注14 老企第36号第三の2の(18)</p>
<p>1 3 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問介護費を算定していないか。</p> <p>ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、所定単位数を算定する。</p>	<p>厚告第19号別表の1のイから八までの注15</p>

1 4 初回加算	<p>新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合について、加算を行っているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1の2の注 老企第36号第二の2の(19)</p>
1 5 生活機能向上連携加算	<p>利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>厚告第19号別表の1のホの注 老企第36号第二の2の(20)</p>
1 6 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算() 上記1から18までにより算定した単位数の100分の86に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算() 上記1から18までにより算定した単位数の100分の48に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算() (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算() (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準</p>	<p>厚告第19号別表の1のへの注 老企第36号第二の2の(21) 厚労告95号の四</p>

イ 介護職員処遇改善加算（ ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

について、全ての介護職員に周知していること。

- (8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に

周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算（ ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ハ 介護職員処遇改善加算（ ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

二 介護職員処遇改善加算（ ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。